

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

		資料番号	3 - 3	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	第69条の38第3項	不利益処分の種類	介護支援専門員の実務の禁止
<p>(報告等)</p> <p>第69条の38</p> <p>3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、1年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。</p>					